

2026 年 7 月 31 日
株式会社 鹿児島銀行

新商品「事業承継信託」の取扱開始について

鹿児島銀行（頭取 碓山浩美）は、多くの企業オーナーさまの事業承継における課題の一つである自社株の承継ニーズに対応するため、これまで当行が培ってきた信託のノウハウを活用し、九州地銀で初となる「事業承継信託」の取り扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業承継信託の概要

	遺言代用タイプ	生前贈与タイプ
対応する課題 （お悩み）	企業オーナーさまの相続発生時の 自社株の分散など	左記および将来の株価の上昇による 多額の相続税の発生
機能 （できること）	企業オーナーさまの相続発生時に、 あらかじめ指定した後継者さまにス ムーズに自社株を承継	会社の経営権（自社株の議決権）は引 き続き企業オーナーさまに留保したま ま、後継者さまに自社株を承継
設定時信託報酬	550,000 円（税込み）	880,000 円（税込み）
ご利用いただける方	個人のお客さま（国内に居住している企業オーナーさまなど）	
信託財産の種類	企業オーナーさまが経営に関与する会社が発行する国内非上場株式（自社株）	
後継者	企業オーナーさまの 3 親等以内の親族、または自社株の発行会社の役職員な どで国内に居住している方	
その他留意事項	本商品による自社株の承継は事業承継税制の対象になりません。	

2. 取扱開始日

2026 年 8 月 3 日（月）

3. 対応するSDGs



目標 8. 働きがいも経済成長も
目標 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
鹿児島銀行 金融資産コンサルティング部
TEL：099-239-9769（ダイヤルイン）